

糸島市補助金設計書

所管課	地域振興課
-----	-------

補助金名称	行政区まちづくり補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市行政区まちづくり補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 5 __みんなの力で進める協働のまちづくり

政策 1 __協働のまちづくりの推進

施策 __いとしま共創プラン（小学校区を核とした地域主体のまちづくり）を推進する

1 補助の目的

まちづくりを活性化するためには、地域社会の基礎である行政区の振興が不可欠である。

そのため、行政区が必要と考える取り組みに対し、まちづくり補助金を交付することで、自主性と自立を促し、市民協働のまちづくりの推進と市民福祉の向上・地域の活性化を図る。

2 成果指標

成果指標 1：行政区で実施する行事数

目標値 1：平均10件／年（1行政区当たり）

成果指標 2：地域行事への参加している人の割合

目標値 2：64.9%（H26） 71.4%（H32） 市民満足度調査

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

行政区が実施するまちづくり事業

補助対象者

糸島市行政区設置規則に定める行政区

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

行政区のまちづくりに要する経費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率：10／10

補助限度額：前年度3月末世帯数×500円＋均等割50,000円

行政区単位の市民協働によるまちづくりを推進し、市民福祉の向上及び地域の活性化を図ることは、喫緊な課題である。

課題解決のためには、各行政区において実施される敬老会、防災訓練、運動会などの地域活動を促進する必要があり、地域の人口や実情に応じた取組を奨励・支援しなければならない。そのため、高い補助率としている。

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

平成32年度まで